

平成22年7月16日

第2197号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（356・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護機関の指定（357・福祉政策課）…………… 1
- 道路区域の変更（358・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建築基準法による道路位置の指定（359・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（360・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 公の施設の指定管理者の募集（雇用労働政策課）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 5

人事委員会規則

- 人事委員会規則9-9（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則…………… 5

告 示

秋田県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
小松医院	小松 眞悦	由利本荘市東由利老方字老方14	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成22年5月31日

秋田県告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援事業所こすもす	有限会社アタカンテ 取締役	にかほ市田爪字明後田47-4	居宅介護支援事業	平成22年5月1日
訪問介護こすもす	有限会社アタカンテ 取締役	にかほ市平沢字堺田26-1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年5月1日
ケアセンター一心堂	有限会社トータルケア一心堂 取締役社長	大館市東台二丁目1-75-2	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年6月1日

ショートステイげんき	株式会社こうしん 代表取締役	男鹿市脇本脇本字飯ノ町3番地1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年6月1日
医療法人今仁会 すずらん診療所	医療法人今仁会 すずらん診療所 院長	にかほ市平沢字行ヒ森10番地7	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成22年4月15日
訪問介護サービス そよ風	合同会社オアシス 代表社員	横手市横手町字四ノ口125番地1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年6月4日
さくら苑老人デイサービス事業所	社会福祉法人 井川町福祉会 理事長	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番地の5	介護予防通所介護	平成22年1月8日
さくら苑老人短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 井川町福祉会 理事長	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番地の5	介護予防短期入所生活介護	平成22年6月10日
ショートステイ さわやか	有限会社せせらぎ 代表取締役	能代市落合字下谷地251番地6	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年6月1日
デイサービス ハッピー・ライフ	ハッピー・ライフ合同会社 代表社員	大仙市大曲福住町5-29 K Sビル1F	通所介護、介護予防通所介護	平成22年6月22日

秋田県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	由利本荘市矢島町城内字築館91番1地先から矢島町川辺字川原52番1地先まで	8.5～98.0	2.140
	新	108号	A 由利本荘市矢島町城内字築館91番1地先から矢島町川辺字川原52番1地先まで	8.5～98.0	2.140
			B	〃	11.0～80.0

(この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年7月16日から同月29日まで

秋田県告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字堂ノ腰111-1 有限会社 飛鳥ハウジング 代表取締役 工藤 吉美	由利本荘市川口字高花143-1の内、143-1地先	34.90メートル	4.00メートル	平成22年7月7日

秋田県告示第360号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年7月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高隆実業
大仙市太田町太田字新田下野153番地
取締役 加 藤 敏 彦
秋田県知事許可（般-17）第9891号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年7月5日付で土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なないろサポートネット
- 3 代表者の氏名
佐 藤 操
- 4 主たる事務所の所在地
潟上市天王宇江川40番地105
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田県民に対して、障害者自立支援法に基づく事業、介護保険法に基づく訪問介護、居宅介護支援事業を行い、主として地域で暮らす医療的ケアを必要とする子ども、難病患者、重度障がい者、とその家族、並びに高齢者を支援し、当事者とその家族が地域で安全で安心な生活を送る事が出来るための担い手として、地域の社会資源不足の解消を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の概要
 - (1) 名称
秋田県勤労身体障害者スポーツセンター
 - (2) 所在地
秋田市新屋下川原町2番4号
 - (3) 設置目的
勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、もって勤労意欲の高揚と福祉の向上に資する。
 - (4) 規模等
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、延床面積1,277.37平方メートル
 - (5) 主な施設

体育館、トレーニング室、屋外運動場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用を通じた勤労身体障害者のスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。（複数の団体が共同企業体を構成することも可）

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係るセンターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部雇用労働政策課 就業支援・労政班（電話番号 018-860-2301）

(3) 提出期限

平成22年8月31日（火）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月上旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月16日(金)から同年8月24日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年8月5日(木) 午後2時

(2) 場所

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター(秋田市新屋下川原町2番4号)

(3) 説明会への参加申し込み

説明会への参加を希望する団体は、平成22年8月2日(月)まで、9(7)に電話等で申し込むこと。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は、56,855千円を限度とする。

(5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(6) 詳細は、募集要項による。

(7) 問い合わせ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課 就業支援・労政班

(電話番号 018-860-2301 ファクシミリ018-860-3833)

(E-mail koyorodo@pref.akita.lg.jp)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年7月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

人事委員会規則

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月十六日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表第一中「社団法人秋田県貿易促進協会」、「社団法人あすの秋田を創る協会」、「財団法人秋田県建築住宅センター」、「財団法人秋田県資源技術開発機構」、「財団法人秋田県婦人会館」、「秋田おばあさん農業協同組合」、「全国農業協同組合連合会」、「日本下水道事業団」、「日本司法支援センター」及び「能代商工会議所」を削る。

別表第二中「秋田内陸縦貫鉄道株式会社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号